

主 文

- 1 被告人を懲役 24 年に処する。
- 2 未決勾留日数中 240 日をその刑に算入する。
- 3 さいたま地方検察庁で保管中の
 - ①拳銃 1 丁（令和 7 年さいたま領第 183 号符号 1）
 - ②発射弾丸 7 個（同号符号 2－1、4－1、5－1）及び打ち殻薬きょう 7 個（同号符号 2－2、4－2、5－2）
 - ③発射弾丸 15 個（同号符号 3－1）及び打ち殻薬きょう 15 個（同号符号 3－2）を没収する。

理 由

（犯罪事実）

被告人は、

- 第 1 Aらが現に住居に使用し、かつ、現に同人らがいる木造スレート葺 2 階建 b 荘（床面積合計 207.36 平方メートル）に放火しようと考え、令和 5 年 10 月 31 日午後零時 57 分頃、埼玉県戸田市（住所省略）所在の前記 b 荘 c 号室当時の被告人方において、その居室内にガソリンを散布し、同室玄関前共用通路において、同通路上にベンジンをまくなどした上、ライターでベンジンに点火して火を放ち、同室の床等にその火を燃え移らせ、よって、前記 b 荘を焼損（焼損床面積合計約 160.41 平方メートル）し、
- 第 2 同日午後 1 時 12 分頃、同市（住所省略）医療法人社団 D 会 E 病院 f 館西棟北側路上において、同館 g 診察室内に在室中の医師らに対し、殺意をもって、自動装填式拳銃で弾丸 1 発を発射し、同弾丸を同会が所有する同室北側はめ殺し窓ガラスを貫通させ、同室南側ドアに同弾丸を命中させて、それらを損壊し（損害額合計 25 万 1900 円）、もって法定の除外事由がないのに、不特定若しくは多数の者の用に供される場所において拳銃を発射するとともに他人の

建造物を損壊したが、同医師らに命中せず、同室に在室中の医師H（当時49歳）の右側頭部に飛散したガラス片を埋没させるとともに、患者I（当時62歳）の右側頭部に同弾丸の破片を埋没させ、それぞれ全治約3週間を要する右側頭筋内異物及び右側頭部外傷の傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げず、

第3

- 1 同日午後2時22分頃、同県蕨市（住所省略）J株式会社K郵便局において、110番通報を受けて同所に臨場した埼玉県蕨警察署地域課勤務の巡查M（当時28歳）に対し、同拳銃を突き付けた上、同巡查部長N（当時44歳）に対し、殺意をもって、同拳銃で弾丸1発を発射し、同弾丸を同社が所有する同郵便局北側出入口壁面に命中させて、これを損壊し（損害見積額10万5153円）、もって法定の除外事由がないのに、不特定若しくは多数の者の用に供される場所において拳銃を発射するとともに他人の建造物を損壊し、M及びNの職務の執行を妨害したが、Nに命中せず、殺害の目的を遂げず、
- 2 同日午後2時43分頃、同郵便局において、同じく同所に臨場した上、付近屋外に停車中の警ら用無線自動車の車体に隠れるなどしながら警戒していた同署刑事課勤務の警部補O（当時38歳）らに対し、殺意をもって、同拳銃で弾丸1発を発射し、同弾丸を埼玉県が所有し、同県警察本部長Pが管理する同車の左前輪等を貫通させるなどして、それらを損壊し（損害額合計1万4870円相当）、もって法定の除外事由がないのに、不特定若しくは多数の者の用に供される場所において拳銃を発射するとともに他人の物を損壊し、Oらの職務の執行を妨害したが、Oらに命中せず、殺害の目的を遂げず、

- 第4 法定の除外事由がないのに、同日時頃、同郵便局において、同拳銃1丁（主文3項①の物件）を、これに適合する拳銃実包7発（主文3項②の物件は、鑑定試射済みのもの）と共に携帯して所持するとともに、拳銃実包15発（主文3項③の物件は、鑑定試射済みのもの）を携帯して所持し、

第5

- 1 同日午後2時43分頃から同日午後7時17分頃までの間、同郵便局において、Nらに対する発砲現場に居合わせた同郵便局員Q（当時25歳）に対し、同所から逃げ出さないよう命じ、同拳銃を示すなどした上、同人の動静を監視するなどして、同人を同郵便局内から脱出困難な状態に置き、もって同人を不法に監禁し、その結果、同人に加療約6か月間を要する心的外傷後ストレス障害の傷害を負わせ、
- 2 同日午後2時43分頃から同日午後9時4分頃までの間、同郵便局において、同じく発砲現場に居合わせた同郵便局員R（当時39歳）に対し、同所から逃げ出さないよう命じ、同拳銃を示すなどした上、同人の動静を監視するなどして、同人を同郵便局内から脱出困難な状態に置き、もって同人を不法に監禁し、その結果、同人に加療約6か月間を要する心的外傷後ストレス障害の傷害を負わせた。

（事実認定の補足説明）

本件の争点は、判示第2、第3の1及び2の各拳銃発射の際の殺意の有無である。

1 被告人が使用した拳銃について

S証言等に照らせば、本件拳銃は、正常に作動するトカレフ型自動装填式拳銃であり、約200mの射程を有し、発射された弾丸は窓ガラスや車のドアを貫通後であっても殺傷能力のある速度で飛翔することなどが認められる。被告人は本件拳銃を長期間保有し、その間に何度も撃ったことがあると述べており、本件拳銃の殺傷能力の高さを十分認識していたものといえる。

2 判示第2について（病院での発射）

証拠によれば、判示時刻頃には、不特定多数の職員や患者が判示の病院を利用していたことが認められ、実際に被告人が銃弾を撃ち込んだ診察室には、医師、患者ら3名が在室していた。被告人は、診察室の窓から約3mしか離れていない路上から拳銃を発射し、その弾丸は、窓ガラスを貫通した後、座っていた患者及び医

師の頭から数十ｃｍしか離れていない位置を通過し、同室南側ドアに着弾した。

被告人は、室内に人がいる可能性が十分考えられる部屋の窓ガラスに向かって、近距離から前記のような性能を持つ本件拳銃で弾丸を撃ち込んだもので、現にその弾丸は、窓ガラスを貫通し、人の頭部付近を通過している。発射時における同診察室内の人の配置や体勢等の状況次第では、弾丸が人に当たるなどして致命傷を負わせる可能性が十分にあったといえ、この発射行為は、人が死ぬ危険性が高いものであったことが明らかである。そして、被告人自身も、その部屋が人の出入りする事務室であろうと考えていたというのであり、このような発射行為を自らの意思で行っている以上、前記危険性の認識に欠けるところはないと認められる。

被告人は、驚かせるために、窓の上の方を狙った旨述べるが、実際の弾道と大きく異なるもので、信用できない。また、弁護人は、弾道は上昇する軌跡を描いているところ、殺意があれば水平に撃つのが自然である旨主張するが、発射時の被告人と同窓との位置関係に照らせば、同主張は採用できない。

したがって、被告人には殺意があったと認められる。

3 判示第3の1について（郵便局での発射－その1）

証拠によれば、K郵便局内において、右手に本件拳銃を持った被告人が、南から北に振り向きざま、N警察官のいた北側出入口の風除室側に銃口と自身の体を向けて発砲したこと、その際、被告人とN警察官との間の距離は約5 m程度しかなく、N警察官は、縦60 cmの防弾盾を体の前面に構えてはいたものの、他に何らの防弾装備を身に付けていなかったこと、実際に発射された弾丸は、N警察官の左足の左側約50 cmしか離れていない地点を通過したことなどの事実が認められる。

被告人は、本件拳銃を防弾装備が不十分なN警察官のいる方に向けて、至近距離から発射し、相手の身体からごく近くに弾丸を通過させたもので、この発射行為は、両者の位置や体勢、銃口の角度等がわずかでも異なった状況であったならば、弾丸がN警察官に当たって致命傷を負わせる可能性が十分にあったものとい

え、人が死ぬ危険性が高いものであったことは明らかである。そして、被告人は、このような発射行為を自らの意思で行っている以上、その危険性の認識に欠けるところはない。なお、被告人は、N警察官の背後にある自動販売機の上の方を狙ったと述べるが、実際の弾道と大きく異なるものであって、信用できない。

したがって、被告人には殺意があったと認められる。

4 判示第3の2について（郵便局での発射－その2）

証拠によれば、被告人は、K郵便局の出入口付近から、付近屋外に停車中のパトカーやその車体の陰で警戒等をしていた警察官らの方向に向かって、本件拳銃を発砲したことが認められる。被告人とパトカーとの間は、約10m程度の距離しかなく、当時、O警察官ら5名の警察官が、防弾装備（ヘルメット、ベスト及び盾（上半身程度の大きさ））を身に着けて、パトカーの後方や開いている助手席側ドアの後方に隠れるようにして警戒にあたっていた。発射された弾丸は、パトカーの左前輪等を貫通した後、地面で跳弾してパトカー後方の民家の壁に着弾したが、途中、O警察官やT警察官のすぐ近くを通過した。

このように、被告人は、複数の警察官らが隠れているパトカーの方向に向けて本件拳銃を発射したものである。さきほどの警察官らの防弾装備の点を踏まえても、被告人による拳銃の発射行為は、各警察官の配置や体勢、銃口の角度、跳弾方向等が少し異なっただけでも、警察官に当たって致命傷を負わせる可能性が十分にあったものといえ、人が死ぬ危険性が高いものであったことは明らかである。そして、被告人は、このような発射行為を自らの意思で行っている以上、その危険性の認識に欠けるところはないと認められる。

被告人には殺意があったと認められる。

5 以上のとおり、いずれの事実についても殺意が認められ、各殺人未遂罪が成立する。

（量刑の理由）

1日のうちに立て続けに多数の重大犯罪を犯し、多くの人々を恐怖に陥れるなど、

本件は、実に凶悪で大それた犯行であり、当然、その責任は重い。

被告人は、本件より1年近く前にトラブルのあった病院及び郵便局に対し、腹いせに嫌がらせをしようと考え、白昼、病院と郵便局で合計3発の弾丸を発射した。いずれの発砲も、人のすぐ近くに弾丸を撃ち込んでおり、人命を奪いかねない危険極まりない悪質な犯行であって、現に病院への発砲では、トラブルとは無関係の医師及び患者に傷害を負わせている。また、被告人は、郵便局で警察官に向けて発砲した後、逃げ遅れた職員2名に拳銃を示すなどして監禁し、郵便局内に長時間立てこもっている。両名が感じた死の恐怖の大きさは計り知れないほどであり、事件後も長期間にわたって苦痛が続いている。

加えて、被告人は、病院等での発砲に先立って、いずれ逮捕されるのだろうなどと考え、自室にガソリンを撒いて放火し、木造アパートの大部分を焼損させている。当時、アパートには80代の高齢者らがおおり、被告人は火をつける直前に隣人の在室を認識していたのであって、危険性の極めて高い悪質な犯行である。放火のみをみても、被告人の刑事責任は重大である。

被告人がこれら一連の犯行によって地域社会に大きな衝撃や不安を与えたことは明らかであるが、動機や経緯に汲むべき点は見当たらないばかりか、いずれの犯行も他者の安否や損害を一顧だにせず行われたもので、その極端な自己中心性には強い驚きと恐怖を抱かざるを得ない。このように、被告人の刑事責任は誠に重い。

にもかかわらず、被告人は、形ばかりの反省の言葉を述べるばかりで、発砲事件の殺意に関しておよそ不合理な弁解に終始するなど、真摯な反省の態度はほとんど見られない。また、各事件で生じた損害について、被害弁償等の措置は全く講じられておらず、その見通しもない。これらの事情を前提に、量刑の傾向なども参考に検討し、被告人の一連の犯行に対する責任に見合う刑は、主文のと通りの長期の懲役刑であると判断した。

(求刑 懲役25年、主文同旨の没収)

令和7年6月4日

さいたま地方裁判所第1刑事部

裁判長裁判官 佐 伯 恒 治

裁判官 藤 田 ま り 絵

裁判官 岸 健 司